

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第4号 12月9日（月曜日）

◎議事日程 第4号 令和6年12月9日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大 鹿 真 君
主 査 補	高 橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
地域協働課長	中 村 亘 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	健康推進課長	水 野 嘉 彦 君
子育て支援課長	青 山 貴 一 君	子育て支援課主幹	中 村 美 和 君

子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整備課長	高 橋 秀 成 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	環境課長	高 橋 正 直 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君	消防本部消防次長	安 藤 和 重 君

午前10時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（諏訪 毅君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） おはようございます。月曜日の朝からということで、頑張って一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。議長に通告のお許しをいただきましたので、本日4件の一般質問をさせていただきます。清風会、14番、沼 靖子です。どうぞよろしくお願いいたします。

件名1です。市の花「さくら」を守りたい。

私がこの質問を考えたのは、まず皆さんは市の花が桜であることを覚えておられますでしょうか。実は私自身、最近まで桜がこれだけ犬山には点在しているものの、深く意識はしておらず、同世代の方々に聞いてみても、知らない方が多いという現実を知りました。

桜は日本を代表する花でもあり、多くの人に親しまれている存在です。ただ、本市において、その魅力が十分に発信されていないのではと感じております。

例えば、近隣市町の紹介をいたします。

岩倉市では、昭和24年から五条川沿いに桜を整備を始め、その結果、日本の桜名所百選にも選ばれるほど、地域の宝として定着しております。ここでは市民ボランティアの方が主体となり、樹齢60年を超える桜の保全活動が行われるなど、地域全体で桜を守る取組が進められています。

また、お隣の春日井市、こちらも桜を市の花として、都市緑化と観光振興を兼ねた施策を展開されております。

このように桜は、地域の景観や文化を豊かにするだけでなく、市民が誇りに思えるシンボルとして、役割を果たしておるのだなということが分かりました。その桜を、本市においても市の花であるということをもっと広く浸透させていきたいと、その次の世代にも引き継ぐ取組が必要ではないかと思います。

そこで、桜の現状や課題を共有して、名所づくりや保全活動について改めて考えていき

いと思い、質問させていただきます。

それでは、要旨1です。桜の現状についてです。

こちら過去の会議録で調べましたところ、平成25年、善光寺山周辺の桜の植樹を市の職員の皆さんで行ったと、大きく新聞掲載があったということが、会議録から読み取れました。そのとき、善光寺山に植えた桜の現状、今、それはどのようなになっているのでしょうか、質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

平成24年度から平成27年度にかけて、ヤマザクラ及びエドヒガンザクラを善光寺山に合計190本植栽しております。植栽から10年ほど経過していますが、樹高が低い木や幹回りが細い木が散見され、植栽したはずの場所で桜が確認できないなど、植栽した桜が全て根づいたと言えるような状況ではありません。

要因としては、地質もその一つではないかと推測はしておりますけれども、生育状況があまりよくないことから、現在は善光寺山には植栽は行っておりません。

来年度、樹木診断を行う予定ですので、その診断結果に基づいて管理していきたいというふうに考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。今、エリアを絞ってお聞きしました。

次に、再質問いたします。

市内の川沿いや道路沿いには桜がたくさんあり、住民である私もその四季を楽しみにしております。枯葉の時期であったり桜の時期であったり、その四季折々を楽しみにしておるんですが、ただ、全体的にちょっと寂しい桜が多くなったかなと、これを感じております。

私、今年度、建設経済委員会に所属させていただいておりまして、そこで桜についても少し質問させていただきました。桜のメンテナンスや、その選定方法についても、市民の皆さんからちょっとお声を頂戴をしております。

ここで再質問です。

市全体の桜についてのメンテナンスはどのようなになっていますでしょうか、再質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

現在、市が管理する桜は約2,400本です。そのうち、幹線道路などで人や車の往来の多い路線の桜は毎年、それ以外の路線については2年から4年ごとに分けて樹木診断を業務委託により実施しており、毎年1,000本程度の桜を対象としております。

診断内容は、外観の目視や打音など10項目を数値化し、結果に基づいて倒木や枯枝などの

危険度や樹木の健康度を判定しております。成果物として、診断結果が写真とともに市に提出されています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。議事録を読んでいて、ほかの議員の皆さんも、歴代の皆さんも、桜については数々質問がありました。ただ、最近、全員協議会であったり、報告するの内容が、倒木の報告が増えたこと、あと剪定の仕方について先ほども少し述べましたが、市民の皆さんから景観に対する不満の声が上がっております。「せっかくあそこをアーチ形でトンネルみたいだったのに、ちょっとかっこ悪くなってしまったね」など、そういうふうに私も、ここもちょっと切ってしまったな、切り過ぎてしまったかなというところをよく見かけます。木に迫力がなくなってきたのも、やはり老化のせいなのかなと、そういう声も聞かれます。

そこで、要旨2です。現在の課題について伺います。

倒木が多発している、この件なんです、倒木リスクへの対策としては、現在どのような取組が行われていますでしょうか、質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市が管理を行っている桜の大多数がソメイヨシノで占められています。植えられた時期は、60年から70年ほど前で、全国的にソメイヨシノが植樹された戦後から高度経済成長の時期と重なっていると推測されます。

ソメイヨシノの寿命は、60年から80年とも言われている中、健康度においては、全体的に空洞化や老朽化が進んできており、健全な状態を維持することが難しくなっている状況です。倒木による事故などを未然に防ぐために、定期的な樹木診断と剪定などによる予防的な処置を講じています。

なお、診断の結果により、倒木や枯枝などの危険度が高いと判定された樹木については、適切に伐採や剪定を行っております。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。桜の剪定や倒木対策については、やはり市民の皆さんとの齟齬が生じているのかなというふうに思いました。やっぱり安全対策は大変重要なことではございますが、やはり四季折々、桜がどこにでも点在している犬山、本当に道を行けば、南北いろんなところに桜がある、そういうお花見の箇所が点在する犬山なので、その場所に出かける人、来てくれる方、その方々が楽しめる場所にしていきたいなと思うわけです。

今年も市民参加型のさくらボランティアさんの募集があったと思います。そういった講座の周知や活動の広報でも、桜への活動を広く知ってもらえたら、市の花が桜、その桜ボランティアさんの活動というものからも浸透していくのではと思っております。

では次に、要旨3です。桜の名所づくりについて質問いたします。

桜が市の花ということで、名所づくりを提案します。

桜の種類には、河津桜、しだれ桜、ソメイヨシノなど、計画的に植樹をすることで、開花時期を分散させて、長期間楽しめる工夫にもなるかと思います。桜の品種により咲く時期が異なるため、見頃を継続させて、長い期間楽しめるように検討してはいかがでしょうか、質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

市内の桜は空洞化や老朽化が進んでおり、健全な状態を維持することが難しくなっているのは、先ほど答弁したとおりです。

また、河川堤防や道路沿いについても、植え替え等の更新は難しく、そのほかの場所についても、新たに植樹できる場所も少ないのが現状です。

中島池など、ある程度の桜を植樹している場所に関しては、今後、伐採等に伴い、新たに植樹を行う際には、先ほど議員ご提案のように、名所づくりも視野に入れ、複数の桜の品種を植樹することの可否、樹木の生育環境、維持管理への影響を考え、桜の樹木診断を委託している専門家に相談してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。植樹が難しいという中からも、名所づくりについては前向きに検討いただけるような回答が私には伝わってきました。

私、桜、桜というふうに、植樹を今メインに、倒木だとか、そういうリスクをメインに質問したんですけど、桜が市の人の中に、市の皆さんの中に浸透していくということが一番大切なことなのかなと思います。

例えば、他市でも行われていたんですが、これは、桜を活用した地域活性化の取組、例えば私たちはわん丸君というイメージキャラクターがいらっしゃいます。わん丸君桜バージョンだとか、わん丸君の妹が桜をモチーフにしたものであったりとか、例えばそういう今あるものをベースに広げていく、桜をモチーフに広げていく。例えばあと、桜をモチーフにしたパン屋さんだったり、飲食店さんだったり、市がよく連携している、ああいうのも面白いのかなと思います。スターバックスに行っても、桜フラペチーノとやら桜限定商品というものが季節限定であるものですから、そうした季節限定でも現れるものが、犬山市では桜をモチーフにしたものがいつでもあるよと、そういうところから、市の皆さんの中に桜というものが根づいていくのではと思います。

全てが植樹にこだわるものではないと思いますので、市民が誇りを持って、市の花、桜と広く浸透させる取組をこれからも応援してまいります。ありがとうございました。

続きまして、件名2です。5歳児健診について質問します。

要旨は、子育て世代の不安と課題から導入を進める段階ではないかということです。

まず、この5歳児健診について、過去の議事録を調べましたところ、平成23年に三浦議員が取り上げられました。そのときにも必要性を訴えておられましたが、その後も検討が続い

ていると伺っております。

ただ、現時点では、犬山市では実施が至っておりません。この間、子育て世代からは、就学前にもう一度、子どもの成長を確認したいという声も多く聞いております。

さらに、今年度、最新の成果報告書では、今後検討すべき事項として、5歳児健診の導入が挙げられておりました。また先日、子ども・子育て会議に参加した際には、発達障害の子どもが増加傾向にあり、今後もその対応が必要になるのではという意見が多数出ました。これを受け、早期発見、早期の支援を目的とした、5歳児健診の導入が求められる状況にきているのではないかと感じます。

これも地域で聞いてきた話なのですが、地域の保護者から、もう少し発達のことを知っていればよかった。中学生になってから療育が必要ということが分かったけど、思春期も相まってなかなか難しいという声も聞きました。このことを踏まえ、導入に向けての検討状況を質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

現在、市で行っている乳幼児健診としては、母子保健法に義務として定められた1歳6か月児健診及び3歳児健診と、法律上任意となっている4か月健診を実施しています。

5歳児健診につきましても法律上では任意となっており、本市では実施しておらず、全国的な状況としては、少し古いんですが、令和4年度で実施率14%という状況です。

国においては、実施率向上のため、令和5年度から5歳児健診に対する補助を開始、また、自治体向けのマニュアルも作成しており、そうした国の動きも踏まえ、本市としましては5歳児健診の実施に向けた検討を行っているところです。

5歳児健診の目的は、社会性発達の評価、発達障害などのスクリーニングを行うことで、精神発達や言語発達の遅れなどを早期発見し、特別な配慮が必要な子どもに対し、その特性に合わせた適切な対応につなげるために、発達状況を把握するものです。

実施に向けた検討としては、主に、健診をどのように実施していくかの「実施方法」と、健診後の支援をどのように実施していくかの「フォロー体制」について、検討を行っています。

「実施方法」については、集団か個別か、また、問診項目をどのように設定し、確認・観察するか、健診に関わる専門職にはどのような人材が必要なのかなど、様々な検討や、診察を行う医師を確保する必要から、小児科医に意見を伺うことや、尾北医師会管内の2市2町と協議を行っている状況です。

また、健診後の支援に関する「フォロー体制」については、療育事業実施の検討や、発達障害の診断ができる医療機関の受入れ状況、園や学校との情報共有や支援体制の整備など、関係機関が連携して支援体制を構築する必要があり、どのような体制を構築していくかの検討を行っているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 本当に右から左に健診ができれば、次というふうにはいかないものが、発達を見るということで、風邪だよ、薬を出すよ、そういうわけにはいかないものが発達の健診だと思っております。

本当に連携機関を、まずどんな方たちが、どんなふうに動いてくれるのかということが大事なんだなということを今答弁いただきました。

ここで再質問します。

私自身、子育てをしてきた経験から、子どもの発達や健康に対する不安を抱えたことが何度もあります。特に健診では、何か指摘されたときのショック、不安は想像以上に大きいものでした。うちは3歳まで発語がなく、しゃべらない、周りの子はしゃべっている。そんな小さなことかもしれないんですけど、それだけでも日々ネットの前で検索したり、答えの出ないものをずっと見続けたと思います。そのとき子どものことをもっと見ていればよかったなと思っております。そのことをほかのママさんとお話ししても、健診の重要性は、本当にママさんが気にしていることかと思えます。

ただ、そこで発達の結果を伝えられたとき、親としてまず感じるのは、それからどうしていいのかが分からないという戸惑いです。もう今はネットの時代です。勝手にネットで調べて、勝手に落ち込んで、勝手に結論を出してきます。

そんな子育てとの戦いを、私の育て方が悪かったのかなと、そういう自責の念もこみ上げてきます。特に母親は子育てを一手に担っている場合も多く、心的な不安が非常に大きくなります。

健診を受けるだけで問題が指摘されたとしても、それをどう受け止めて行動すべきか分からない保護者も多いのではと思います。そのまま支援が届かず、成長することで、適切な支援が受けられず、小学校入学後に困難に直面するケースも見られます。

そこで、健診後、結果を伝えるだけではなく、保護者の不安に寄り添って、冷静に受け止められるよう、心理的なフォローを行うことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。再質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

議員がご質問で述べられたとおり、健診で発達状況を確認し、その結果を保護者に伝えて終わりではなく、その結果を踏まえて、保護者と子どもに対しどう支援していくかが重要だと考えています。

5歳児健診の検討状況は、先ほど答弁しましたとおりであり、健診の目的としては、問診や行動観察などを行い、精神発達や言語発達、情緒・行動を確認するとともに、子育てに関する相談に応じていくことになります。

子どもの特性を保護者自身がどのように捉えるかによって、健診結果の受け止め方は異ってくることから、よりよい支援につなげていくことができるよう、共通理解の下、寄り添いながら、丁寧な対応を行っていきたいと考えています。

また、健診後のフォローとしても、就学を控えたタイミングでの健診となるため、就学を見据えた支援体制を構築していく必要があり、医療機関、園や学校、福祉部局などと連携を図りながら、よりよい支援が実施できるような体制を検討してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。ほんと子どもの1年、幼児ともなると月齢でも成長発達が目まぐるしいものです。5歳児健診は発達の現状を確認するだけでなく、そこからの親子の成長につながるのではないかと思います。健診に合わせてきめ細やかなフォロー体制の整備もご検討いただきたいと思います。

それでは、件名3です。不登校支援の機能強化に向けてです。

要旨1です。教育支援センターの場所の検討について質問します。

まず、この10月末に文部科学省が発表した調査、不登校の小中学生は全国で34万人ということで、11年連続で増加傾向にあります。この背景には、家庭環境、学校での人間関係、社会の変化など、複雑な要因がもろもろ関わっていると言われております。本市でも不登校は重要な課題であり、子どもたちが自分らしく学んで成長できるための支援が求められております。以前にも、柴田議員が質問されていらっしゃると思います。

今、本市における不登校児童生徒の近年の実態について、どのような傾向が見られるのかお聞かせください。特に、小中学生の不登校者数の推移など、現時点での分析がございましたら、合わせて教えていただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和4年2月議会の柴田議員の一般質問において、市内の不登校児童生徒の数や教育支援センターの利用者数について、令和2年度時点での状況をお答えしました。今回はそれ以降の状況についてお答えします。

令和3年度の市内の不登校児童生徒の数は、小学生61人、1.6%、中学生141人、6.9%、令和4年度の不登校児童生徒の数は、小学生77人、2.2%、中学生162人、8.0%、令和5年度の不登校児童生徒の数は、小学生82人、2.4%、中学生146人、7.5%となっています。

全国の割合と比べると若干高く、令和5年度と比較すると、小学生は約0.3%、中学生は約0.8%高い結果となっています。

教育支援センターの利用者数は、令和3年度は10人で、それ以前も平均すると10人を下回る程度でしたが、令和4年度以降は、利用者数が増えており、令和4年度は31人、令和5年度は47人が入室いたしました。

今年度は、11月末の時点で45人が入室しており、今後もさらに増える見込みです。

要因としては、第2教育支援センター「わいわい」を令和4年5月に開設したことをはじめとして、不登校支援の充実を図ったことによるものと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。再質問します。

今の説明から、本市では、現在「ゆうゆう」「わいわい」2か所の支援センターが運営されているということは理解できました。私、教育委員会の議事録を読むのが大好きなんですけど、そこでも委員さんたちの議論を見ましたら、活発に議論されておりました。今後も不登校児童の子は増えていくのではと、同じような意見が飛び出しておりました。出ておりました。

確かに「ゆうゆう」「わいわい」は、それぞれ役割分担しながら支援を行っている点は理解できますが、ただ、立地について、いずれも市の北部に偏っておるのではないかとこのことを感じております。南部地域の子どもたちには少し通いづらい状況なのではと懸念しております。

例えば具体的な提案としては、現在使用されていない施設の活用を考えてみるのはどうでしょうか。例えば訪問看護ステーションの建物を活用し、拠点として整備する。支援拠点を市域全体に広げることが可能ではないかと考えますが、市としてのご見解をお聞かせください。お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

現在、第1教育支援センター「ゆうゆう」はフロイデ内に、第2教育支援センター「わいわい」はふれあいプラザに設置されており、議員ご指摘のとおり、いずれも市の北部に位置しています。

第2教育支援センター「わいわい」の開設に当たっては、設置可能性のある公共施設を市内全域で検討し、10か所程度の施設を候補に挙げ、広さや設備の状況、交通の利便性、施設の占有が可能かどうかなど総合的に検討した結果、最も適しているのがふれあいプラザであるという結論に至りました。

ふれあいプラザは市の北部に位置していますが、コミュニティバスの停留所が目の前にあること、独立した入り口を持つ施設で、周囲の目を気にせずに通えること、ほかの利用が少なく占有しやすいことなどの強みが多くあります。

一方で、北部以外の児童生徒が距離的に遠いことで利用を諦めてしまう可能性も否定できません。

利用者数が増加の一途をたどり、今の施設では手狭になってきていることは確かであるため、より適した施設があれば、移転することが望ましいと考え、既に昨年度中より移転先を検討してまいりました。

犬山市訪問看護ステーションについては、今年度にその役割を終えたことから、移転の候補の1つとして、既に支援センターのスタッフとともに現地に何回か向かい、立地面、設備面ともに適していることを確認しています。

庁内の手続を経て移転することになれば、今の施設が抱える、立地や手狭であるという課題を克服し、不登校支援のさらなる充実につながるものと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。立地について検討があるということで、期待しております。

続いて、要旨2です。相談窓口を利用しやすくするためにということで、お子さんを持つ市民の皆さんから見て、まず具体的にどこに相談すればよいのかなということが分かりにくいというお声もいただいております。

まず、不登校の児童生徒や保護者が相談する際に、どのような窓口があり、どのように対応されるのか、具体的な流れをお示してください。お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

不登校に関する相談については、学校はもちろんのこと、市教育委員会でも体制を整えています。

教育支援センターはその1つで、「ゆうゆう」では指導員が利用者の支援に加えて、不登校の相談業務も担っています。センターの利用の有無にかかわらず、どなたからの相談も受け付けており、相談の多くは保護者ですが、小中学生から相談を受け付けることもあります。

また、学校教育課に直接ご相談をいただくケースもあり、その場合は指導主事や市のスクールソーシャルワーカーが相談を受けます。

そのほかの相談窓口としては、青少年センターがあります。青少年センターは小中学生だけでなく、高校生やそれ以上の年齢の方でも、不登校やひきこもり等の相談に乗っており、保護者、当事者どちらの相談も受け付けています。

複数の相談チャンネルを設けるだけでなく、指導主事やスクールソーシャルワーカー、青少年センターは、学校や教育支援センターと緊密に連携し、相談者が抱える問題の解決に向けて、関係機関が協力し合う体制を取っています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質問します。

不登校支援は、今教えていただいたように、学校教育委員会、教育支援センター、青少年センターなど、様々な相談窓口が用意されていることは理解いたしましたが、多様な選択肢があるのはありがたいところではあるんですが、さすがにやっぱり相談する際には心理的なハードルを感じる方が多いかと思われます。また、いざ相談しようと思ったときに、どの手段で相談しようという迷うケースも考えられます。

そこでお伺いします。不登校は誰にでも起こり得ることであり、事前に相談先を広く周知しておくことが重要かと考えます。現在どのような方法で児童や保護者に情報を伝えているのかお聞かせください。

また、例えば、学校や地域説明会、保護者向けの資料配布、あるいは学校に導入されているt e t o r u、LINE活用など、いろんな窓口から全ての児童と保護者が相談窓口を知ることが、さらに進めていく重要課題かと思いますが、いかがでしょうか、再質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

相談者にとっては、学校が相談しやすいと感じる方もいれば、逆に学校ではないほうが相談しやすいと感じる方もみえます。大切なのは、相談者自身が最も相談しやすいと思えるところを選択できることであり、そのため、選択肢が幾つもあることを知っていただく必要があります。

インターネットの検索バーに「犬山市不登校」と入力して検索すると、教育支援センターや青少年センターを紹介する市のホームページが出てきますが、そこには不登校に関する相談を受け付けていることを明示しており、窓口の電話番号を掲載しています。

そのほかにも、広報に毎月掲載することに加え、学校を通じて紹介カードを配布することで、機会を捉えて教育支援センターや青少年センターといった相談窓口を知っていただくよう取り組んでいます。

議員ご指摘のとおり、不登校問題はいつそうした状態になってもおかしくない問題であるため、問題に直面している保護者の情報へのアクセスのしやすさ、そうなる前の保護者や児童生徒に対しても広く知っていただけるよう、引き続き努めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。相談窓口を知っているだけでも、今後もしんなぎがあっても大丈夫だというふうに子どもを育てていけるお母さんが増えることを願います。今後も情報発信に工夫をしていただければと思っています。

要旨の3です。保護者支援の充実についてです。

不登校の生徒児童さんを抱える保護者さんからは、どういうふうに対応していいかわからない、自分自身がです。あと孤独を感じるといった声を耳にします。保護者が正しい情報を得ているかどうかは置いて、安心して子どもを支えられるようにする、保護者のほうへのサポート体制も重要なのではと思います。

例えば、保護者向けの相談会、情報共有の場の充実、経験者同士の交流機会の提供など、市としてどのような具体的な支援が可能か、お考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

不登校の問題を抱える保護者は、相談する時点で既に孤独感や疲労感にさいなまれ、心に傷を負っている方もみえます。そのため、児童生徒への関わりはもちろんのこと、保護者の心のケアをし、寄り添うことが支援の第一歩であると考え、教育支援センターでは、親子で参加できるイベントを企画したり、定期的に保護者と懇談する時間を設けています。

教育支援センターには、お子さんと一緒にセンター内で過ごす保護者もあり、そのような

方とは、指導員やサポートボランティアと一緒に活動したり、何げない会話でコミュニケーションを取ることで、より細やかな相談や寄り添いにつなげています。

また、市内で企画される、不登校や子育てに関する講演会などの情報をお伝えし、参加を提案したり、申込みの仲介をしたりすることもあります。

昨年度はこれらに加え、教育支援センターと青少年センターが共同でイベントを企画し、不登校を経験された方をゲストに招いて保護者との座談会を行っており、好評であったことから、同様のイベントを来月、1月に市役所で実施する予定です。

こうした取組を続けるとともに、他市の先進的な事例も参考にしながら、今後も保護者の声に耳を傾け、その悩みや心の負担を軽減できるように支援してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。前回企画されたやつに参加された方から、本当よかったよというコメントはいただいております。やっぱり皆さん、共感と安心を得たいのだなと思います。私も子育てしながら、これは合ってるのか間違ってるのか分からないことが今も続いておりますが、やっぱり安心、こうだったらよかったんだ、こういうふうに関心してくれる人がいるんだってことで、明日を過ごすことができる。そんなことをお母さんも子どもたちも支援していく要素として、これからもサポートしていったらいいなと思っております。ありがとうございます。

件名4です。羽黒城址と周辺竹林の未来構想について質問します。

羽黒城址とその周辺竹林については、地元羽黒のコミュニティの皆さんが、長年にわたり保存と活用を求める声が上がっております。特に城址と竹林は、羽黒の歴史や自然を象徴する場所であり、地域住民にとっても非常に重要な意味を持っております。

私も先日、羽黒城址、竹林の中を散策してまいりました。カサカサとなる落ち葉の音や、そよそよと流れる風の音だったり、時々流れる、時々鳴いてくる鳥の声、何と幻想的な風景なんだろうということで、久しぶりに行ったんですが、ちょっとそんな感じを覚えました。

しかし、地元の活動母体の皆さんは、やはり高齢化が進んでおり、管理継続が困難であるという声も聞いております。私自身も子育て世代として、こうした歴史的資源の次世代にしっかりと伝えること、子どもたちがこの地に愛着を持って、ふるさとを誇りに思える環境をつくる必要があるのではないかと考えます。

羽黒の未来を見据えた整備や保存に向けて、市全体でどのように取り組むべきかを考える時期になっているのではないのでしょうか。

本日は、この地域資源を活用した未来構想について、そして保存の在り方や寄附に関する具体的な方針について、要旨3つについてお伺いいたします。

それでは、要旨1です。羽黒城址と周辺地区についての歴史的価値と保存の在り方について質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

羽黒城は、梶原景時の子孫である梶原景親が築城したと言われており、現在、竹林となっている場所はその一部で、地元の羽黒地区では、周辺の磨墨塚や興禅寺とともに、梶原氏ゆかりの場所として昔から大切にされてきました。

また、小牧・長久手の戦いの際には、羽柴秀吉方の山内一豊などが守った場所とされ、昨年認定を受けた「犬山市文化財保存活用地域計画」では、周辺の八幡林古戦場や野呂塚、楽田城跡などと一体的に、戦国の動乱を物語る歴史文化資源として位置づけています。

羽黒城跡の竹林は、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」として、開発行為に当たって発掘調査が必要となるなど、保存のための措置が取られています。

市所有地と、市が個人から使用貸借をしている高まり部分の草刈りや竹の伐採などを、羽黒まちづくり委員会が中心となって行い、地元の皆さんと協力しながら、羽黒城址西口広場とともに適正に管理をしています。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。文化財包蔵地ということで、私もここに何か埋まってるんだなというふうな思いをしながらこの前、歩いたのを思い出しました。この件に関しては、玉置議員、丸山議員、羽黒の議員の皆さんも一生懸命活動されており、私も先日、丸山議員に同行して、羽黒コミュニティの皆さんと市長との対談、意見書の対面に同行させてもらったのが、この質問をするきっかけとなりました。

そのときに私がこの耳で聞いてきた、羽黒城址とその周辺竹林について、長年この土地を守り続けてこられた住民の方の思いを少しだけお伝えさせてください。

羽黒城址一帯は、地域にとって重要な歴史と文化の場所であり、平成31年には土地使用賃貸借契約の満了に伴い、住民の方から意見書が提出されたということです。その中で、市はこの土地を周知の埋蔵文化財包蔵地、今ご説明にあったとおりのもので、保護していくという回答をお示しになりました。ただ、指定文化財ではないため、保存整備の計画はありませんということでした。

しかし、この土地を守り続けてきた住民の方々は、自身の高齢化を見据えながらも、次世代に羽黒城址を託したいという思いを強く抱えておられました。

しかし現状では、竹林の維持管理には個人負担が求められ、適切な手入れを行わなければ、荒れてしまう。整備によっては、雑草の問題が発生するなどの課題があります。

また、この土地がもしどこかに渡ってしまえば、羽黒地域にとってかけがえのない歴史的文化的資源が失われる可能性もあります。

羽黒城址は、埋蔵文化財包蔵地としての価値、地域の歴史や文化を後世に伝える重要な場所、市としてこの土地を保存整備することを再検討し、住民の思いを引き継いだ未来構想を描くべきではないでしょうかと思うんであります。

そこで、お伺いします。要旨2です。

そのとき私も同行させてもらったときの寄附の提案と市の受入れ体制について、また、この土地を寄附として受けるためには、どのような条件が必要なのかなど、分かる範囲で方向性を検討していくべきではないかということをお伺いします。よろしくお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

個人所有地の寄附については、申出の内容により、個別に判断していきます。

これまで、羽黒コミュニティからは、羽黒城跡と周辺竹林についての要望がありましたが、「個人所有地の寄附を受けられるかは、市として慎重に判断するとし、地元が管理、活用を継続していただけるのであれば、城址の保存、継承の方向性を羽黒コミュニティの皆さんと協議して探っていきたい」との考えを示しています。

この考えは今も同じであり、管理、活用に向けた具体的な方向性が示されていない現時点では、個人所有地である竹林等の寄附を受ける予定はありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありませんということで、今の回答はちょっと私の考えと、残念な感じはあります。

ちょっとここでエピソードを紹介させてください。羽黒城址や竹林は地域の子どもたちに語り継ぐということで、私も本当かなというところがちょっとあったんですね。ただ、やはりこの前、私は学校ボランティアというのに所属しているんですけど、そこで英語の授業がありました。そこで先生は、いわゆる私は何々を持っていますというところで、「We have Inuyama castle」というところを例題に出したんですけど、先生違ふよ、「We have Haguro castle」だよ、「We have Gakuden castle」だよと、子どもたち言ったんですね。私、これ根づいてるのかもしれないと思いました。

子育て世代の1人としても、子どもたちがそれを自然に受け入れてるんだなと、それを誇りに思ってくれるというところまでいっているか分からないんですけど、そういうふうに自然に出ていること、そこがちょっと私としては感動ポイントでしたね。

市長、この羽黒城址周辺の保存整備についてですが、ちょっとこれまで地域に任せた姿勢が続いているのではないかなと私は感じております。羽黒城址やその周辺は、未来を引き継ぐ市民の共有財産、一方で、北部の城下町整備には、多額の市費が投入されて、その成功を私は見てきました。もちろん城下町の価値はこれからも継続して、そこは否定するつもりはございません。しかし、市全体の未来を考えたときに、羽黒もまた市民共有の財産としてしっかり守るべきではと思うんです。

市は竹林や城跡について、管理の活用の方向性が示されないとして、寄附の受入れには慎重な姿勢を取っておられます。北部の整備計画では、市が主体となって方向性を示され、住民とともに成功を収めてきた事例があります。なぜ羽黒では同じように、市が主体となって地域と協働するようなことが示されていないのかなと思うわけであります。

――、羽黒城址とその周辺は、北部と同様に、市民全体、さらには未来世代に引き継ぐべき貴重な文化財だと思います。市として、この土地の寄附を前向きに検討して、保存整備に向けた具体的な方向性を示すべきだと考えております。北部だけでない、市全体の公平性を意識した施策をお願いしたいと思います。

改めまして、市長、要旨 3 です。羽黒城址と周辺竹林の未来構想、整備について質問します。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭に、木曽川観光の寄附のことのお話が出ました。ただ、木曽川観光の寄附とこの羽黒城址の土地の寄附とは、私はイコールにはならないと思っていますので、その点はよろしくご理解をいただきたいと思います。

その中で、大切なことを一番、何を考えていかなければならないかということでもあります。一番に考えていくことは、寄附を受けることではないと思っています。やはり地元が管理と活用を続けられて、羽黒城跡の保存を継承していく形づくりが一番最初なんだと思っています。

仮に市がもし寄附を受けて、もし地元が活用できなくなれば、竹林はすぐに荒廃をしていくことになります。となれば、所有者責任として市が竹林整備をしていかなければならないことは言うまでもありません。予算を支出していかなければならないことになるのです。活用できなくなってからずっとです。ですから、寄附を受けることが始まりとはならないと思っています。

繰り返しになりますが、先に答弁したとおり、市が以前お示しした考え方は変わっていませんし、地元からの具体的な方向性がお示しいたっていない現時点では、未来構想をお示しすることはできません。

ただ、言うまでもなく、羽黒城跡が地元の皆さんにとって大切なものであるように、犬山市にとっても大切なものであります。ですから、文化財保存活用地域計画の中で羽黒城跡を、大切な歴史文化資源として位置づけています。ここから関係のある歴史文化資源とをつながながら、保存と活用を考えていくところであります。

そこで、沼議員にお願いがあります。これから地元で管理と活用、継承の考え方を取りまとめていくとお聞きをしています。ですから、沼議員もその場にぜひ一緒にいただくと考えておりますが、その場にご参加をいただき、羽黒地区の皆さんの声と思い、考えを犬山市にお届けをいただきたいと思います。その考えを基に、犬山市も一緒になって考えていきたいと思っています。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。寄附が全てではないということは、

今お伝えいただいたとおりかなと思うんですが、荒廃していくこと、やはり高齢化していくこと、そこで私たち世代が次、受け取っていかなくちゃいけないこと、そういうところをすごい長いスパンで見えていくと、やはり市の関与は避けられないのかなというところが出てくると感じております。

未来構想は今はまだなかなか進みませんということは理解はしたんですが、何とか市民に委ねられ過ぎているとか、そういう印象も受けるのが正直なところであります。

もちろん私も管理であったり継承であったり、話合いには自ら積極的にこの世代を連れて、言っていきたいと思います。その中で、再考していただける、また未来につながる政策を、そのとき示していただけるのであれば、私はそのときにまたこの議論を市長とさせていただきたいと思います。

重要性や地域住民の思いはここでお伝えさせていただきました。市長もそれは受け取っていただいたと思います。未来につながる羽黒を、これからも一緒に進めていきたいと思いますが、このことを羽黒に持ち帰って、今はまだだつたよということは、私はちょっと残念にはなるんですが、一緒に考えていくということに一步踏み出していくつもりでございます。

また、この羽黒のジャンヌダルクのように、頑張って市長と議論させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

◎副議長（諏訪 毅君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 清風会の16番、柴山一生でございます。私からは3件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、犬山駅前ロータリーとサンパーク西側の鳥のふんの処理についてと書きましたけれども、結構まだまだ駅の周辺の鳥のふんについて、どう処理するのかということについて伺いたいと思います。

この案件は、平成11年、私が当選したときから、最初の質問でやっているんですけども、当時はイトーヨーカ堂ですね、あそこの向かいの天神町というところあるんですけど、あそこのケヤキの下がふんまみれで、何ともならないということで、住民の皆さんから相談を受けて、最初は、自分らでやるしかないなということで、どこから水を持ってくるのかとか、何でふんを清掃するのかとか、もう本当に周囲のところからやってみたんですけど、ほとんど大した作業はできなかったなと。やっぱり二、三人の人力ではなかなか難しいなというのがありま

して、当時は、本当に駅の東の一部だけだったんですけども、そのとき市のほうも対応してくれまして、ケヤキの木を、あの枝を払っちゃって、対応していただいたんですが、見た感じは本当に何か寂しいなというところになったんですが、少しは鳥は減ったような気がします。

しかしながら、それが、範囲が広がって、もう年々だんだん広がっていきまして、警察署のあの西側辺りもそうですし、あとさっき言ったサンパークもそうですし、そればかりじゃなくて、駅の西側にもかなり鳥のふんが広がってきまして、住民の方からええ加減に何とかしてくれよということをおっしゃっております。

今、冬に入ってきましたので、あまり感じないかもしれませんが、夏になりますと、もう本当もう、むっとするような臭いが下から来て、これは本当に対応しないといけない案件だなと思っております。

それで、まず要旨1番目の質問ですが、現在どのように清掃しているか伺います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

鳥による被害には、ふん害や鳴き声による騒音、農産物への食害などがあり、全国各地で数多くの被害が発生しております。

本市においても、時期によって電線や街路樹に多くの鳥の群れが集り、大量のふんを道路上に落とすことによる、道路の汚れと悪臭によるふん害が生じています。

昨年度は、犬山駅東の街路樹に多くの鳥が集まり、歩道にふんが大量に落ちているという通報があり、その清掃については、翌日に市内の道路作業を委託しているアメニティ協会に対応を行いました。

清掃の方法としては、清掃当日の天候やふんの状態から、ほとんどのふんが乾燥して固くなっていたため、最初にふんに水をかけて、その後デッキブラシでふんをこすり落とし、その後、再度水をかけて洗い流すというものです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。そうだろうと思いますが、昨日も私、知合いがアメニティに勤めておりますので、どうやって清掃するのか聞いてきました。水はアメニティの事務所からポリタンクに入れて持っていくということを聞いて、こんなところまで持ってくるんだと。あと、今おっしゃったようにデッキブラシで清掃するということがなんですけども、高齢の方々が本当に大変な仕事です。若い方々でも本当にデッキブラシで掃除するのは大変なことだと思うんですね。

正直、全然追いついていないと僕は思っています。住民から通報がたまにありましたけど、本当に通報どうぞしてくださいって言ったら、もうどんどん毎日毎日出ているんじゃないかなというぐらい、本当に鳥のふん、ひどいなと僕は思っています。

それで、要旨2番に行きますけれども、アメニティの方々、ほとんど高齢な方々なので、デッキブラシ大変なので、ほかの道具をちょっと用意したらどうかとは思っています。

それで何て言うか、小さなカートみたいなやつで、前のほうに回るデッキブラシが付いたようなやつを、これまずどうも鳥のふん用には開発されていないような感じなんですよ、日本で。誰か作ってくれんかなと思うんですけど、ないんですよ。よく似たものはあるんですけど、石のフロアを清掃するとか、あるいはもうこれの次は急に巨大になって、大きなダンプみたいなやつで前のほうにローターというかブラシが付いていて、メインは路上の落ち葉をかき入れたりするものなんですけれども、それは、もうさっきの最初に言ったほうの機械だとやっぱり100万円以上はするし、ダンプのほうなんかもう、そんな物すごい値段高いので、しかもその歩道のほうまで清掃できるかという、それじゃできないので、何か考えなあかなんと思って、今朝も道端、自転車で走ってましたら、外町でおじいさんが高圧のスプレーというか、ドイツ製のやつで、自分とこの家の前、きれいに水で掃除しているんですよ。おじいさんこれ、何でやっとなの言ったら、いやもうお正月が来るで、きれいにせなあかんで、玄関前はこれでやっとなんだと。これで玄関前のインターロッキングのブロックの上の汚いものって全部取れるかと言ったら、取れると言うんですね。あと、その人は知らんかもしれんけど、鳥のふんなんか、俺、今、駅前の鳥のふんの清掃をちょっとやっとなやけど、取り扱っているんだけど、これも取れるかなって言ったら、取れるんじゃないという話はあったんですね。だから、ああいった機械、スプレー式の機械を買ってもいいんだけど、そういった何か、あんまり大変じゃない、肉体的に大変じゃない、そういった作業をするための清掃機器を導入して、アメニティに貸与して、使ってもらって、もう少し頻繁にやる、回数が絶対少な過ぎると思いますよ。そういった考えはないかどうか、お伺いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

清掃機器を利用した鳥のふんの清掃方法に関しましては、先ほどご紹介いただいた高圧洗浄機や、ブラシを回転させる床清掃用の機器を使用する方法、こういったものが考えられますけれども、水が跳ね返り、粉じんが飛び散るとい、そういった逆の課題も見えてくるのかなというふうに思っています。

今後につきましては、先進事例もあるかどうかもちっと分かりませんが、そういったものも含めまして、効率よく作業できる掃除機や清掃方法などについて情報収集に努めるとともに、原因となる鳥が電線に止まらないようにする鳥除けカバーの設置も、引き続き電力会社や通信会社に対してお願いをしてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ぜひこれ小さなことに見えるかもしれませんが、真剣に取り組んでいただいて、解決したらすごい先進事例になると思います。よろしくお願いします。

2番に行きます。街頭消火器です。

街頭消火器というのは、赤い箱の中に、犬山市内もたくさん、私の町内も約100件の世帯がありますけど、20個置いてあります。

この街頭消火器なんですけど、町内会長事務連絡委託料が、平成5年でちょっと制度変わ

ってというか、市の広報を市がやってくれるということで、減額になっているんですね。ですから、約2割減っているんで、町内としては、この減額の影響あるなということで、いろんなところで節約しなあかんなということ言っているんですね。

まずは、去年は町内で一括して入れていた寄附の例えば、赤い羽根だとか年末募金だとか、ああいうのは個人の自由な献金ということにして、一括献金はやめにしたんですね。これはこれでよくなっていると思います。本当に今年でも赤い羽根、町内で集めるのはなくなっただけですけど、私は献金したいという人が2人来ました。少額ですけども、本当にありがたいということで、赤い羽根にはありがたいということで、その思いを込めた献金がありましたので、本当にいい献金ができたなと思いますが、それは別にして、とにかく町内として今、節約活動が起こってまして、街頭消火器、これ10年に1回替えなきゃいけないんですけど、交換するときに町が3分の2負担するんですね。箱、入れる物は10年以上持つんですけど、これも町がある程度負担しなきゃいけないんですよ。

これを、絶対要るもんだったら、これはやらなあかんけども、私、何十年もあそこに住んでいますが、今のところ1回も使ったことないんですよ、街頭消火器。何かお守りみたいにして、町の中にはあるんですけど、実際に使うことってあんまり聞いたことがない。うちの辺はちょっと火事、ぼやとかありましたけど、あのときでも使えばよかったなと思って、使えない。何でかと言うと、人のうちの中まで入らなあかんでしょう。だからなかなかやっぱ戸が閉まっているし、入れない。外まで、どっかで、お勝手に燃えて、出て持って入っていくというのは、なかなか俊敏にやれないもんだなと思いました。

この街頭消火器って、本当に要るのかどうかというのが、町内会の役員会でも結構議論になったんですよ。これを町で面倒見るのをやめにして、もしやるんだったら、各個人が台所の近くに設置するとか、そういうふうにしていったほうが、本当には合理的じゃないかなという議論が起こっていますので、ちょっと市のほうにきっちりとお伺いしたいんですけども、まず要旨1なんですけど、街頭消火器の利用状況について、把握していらっしゃるかどうか伺います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

まず、街頭消火器でございますが、使用実績についてお尋ねということでございまして、初期消火に使用されました街頭消火器の実績につきましては、過去3年間では、一般住宅を含む建物火災で4件、あと、たき火などのその他の火災で2件、街頭消火器が使用されています。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 今おっしゃったように、数件なんですね。ですから、住宅で言えば3万軒ぐらいあるんですかね、犬山ね。数件で、本当にこれ街頭消火器って要るのかなというのが、ますますちょっとクエスションになってきたんですけど、2番に行きますが、市内の最近の火災の原因について、把握していればそれを教えていただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

まず、過去5年の当市における火災件数についてですが、令和元年は19件で、そのうち一般住宅で発生した火災は1件でした。

続きまして、令和2年は14件のうち2件、令和3年は16件のうち3件、令和4年は17件のうち4件、令和5年は21件のうち8件となっており、最後に令和6年につきましては、11月末時点の件数ではありますが、火災件数が15件で、うち一般住宅が4件となっております。

次に、一般住宅で発生した火災の原因についてですが、たばこの不始末が最も多く、そのほかモバイルバッテリーの過充電による出火、あとは調理油の過熱の放置、それと仏壇のローソクや線香の不始末、あと放火などとなっております。

また、出火箇所としましては、リビングなどの居室が最も多く、そのほか住宅の外周部や台所、寝室などとなっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 今伺うと、せいぜいお勝手か、たばこかなと思ったんですけど、いろんなところに行きわたっているんですね、出火の場所というのは。だから、いずれにしても家の中は家の中だとは思うんですけども、そこで街頭消火器が活躍するというのは、ちょっと何とも言えんなというところですね。

3番目の要旨に行きますが、消火というのは、初期消火をしっかりやれば、街頭消火器の目的というのは初期消火だとは思うんですけど、効果的な初期消火方法というのは何を開発というか、研究されているのか。

例えば、従来の消火器で消火するというのもいいし、あるいはほかの方法、例えば、何か以前、消火訓練を見学したときに、何か消火剤が入った容器ですかね、それを投げ込むと一瞬でぱっと消えたり、そういうことがあるんですけど、効果的な初期消火法というのは何か研究されていることがあれば、教えていただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

消火器に代わるもっと新たな消火方法ということでございますが、現在、やっぱりそういった消火器というのは消防の検定品だとか、そういったものである程度認められたものということは要求されておまして、そういったところで今もその消火のための投げ込んで消えるだとか、あとは消火フラワーだとか、あとはスプレータイプのもの、こういったものもやはり家庭用の消火器具でありますので、そういった部分で市民の方々にはご案内のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 街頭消火器がとにかく有効な消火器なのかどうかというのを、やっぱりこれからもうちょっと研究していただきたい。何でもかと言うと、今のところ町内に負担がかかっているんで、なるべくこれかけないほうがいいなと思います。

もし市がどうしてもやっぱりやるぞってなれば、やっぱり全部市の責任でやってもらったほうがいいのかなと僕は思っています。分かりました。

次、3番目に行きます。わん丸リサイクル小屋についてなんですが、これも以前一度二度、聞いたことがあるんですけど、これ上坂町というところがあるんですけど、そこに西児童センターがありまして、その西児童センターのすぐ横のところに、坪数はあれは200ぐらいあるのかな、なかなかいい土地なんですよ。

住民の方が、ここ誰の土地や言うて、これ犬山市ですよ。こんなええとこ、何でもこんなほったらかしにしておくんだと、もっと有効活用せなあかんやないかということは、ちょくちょく聞きます。私もそう思っています。

ですから、ここを何とかもうちょっと有効な活用方法を考えるべきだと思いますけれども、現在の利用状況について伺います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

わん丸リサイクル小屋は、廃棄物の減量及び資源の再利用を促進するため、都市美化センターへ運ばれた粗大ごみの中から、まだ使えるものを選別し、市民へ譲渡してきたところです。しかし、人材不足等を背景に、継続が困難であると判断し、令和6年4月より休止しております。

わん丸リサイクル小屋の今後につきましては、新ごみ処理施設の稼働後においては、都市美化センターへ粗大ごみ等が運ばれないため、従来のように犬山市の粗大ごみを選別してということは不可能となることを踏まえて、廃止も視野に検討しているところです。

しかし、廃棄物の減量等を促進するための取組は、今後も求められておりますので、他自治体の取組では、市民とリサイクル業者とをマッチングする民間のプラットフォームを活用して、リユース等を促進する事例も多くあり、犬山市においても同様の取組ができないか検討を行っているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 分かりました。そこも環境課としては今までと同じような形態で使わないということは分かりました。

前から不思議だったんですけど、何でもあんなところでリサイクルごみを市民に売り渡しているのかなと。美化センターがあるんだから、あそこの横でやっていけばよかったんじゃないかなという気はするんですよ。

今後も恐らくこれ、どうも今の答弁から行くと、環境課がそこを押さえていくというか、なんですけど、隣に学童があつて、状況はちょっと変わっているかもしれませんが。要旨2番に行きます。コロナの前ですけど、児童センターの園長先生なんかと話していると、どう

ですか、手狭じゃないですか、いや狭いです、狭いですっておっしゃっていたので、やっぱりあそこを環境課じゃなくて、児童センターに渡して、もうちょっと広げて、いろんな形で子どもらが遊べる場所だとか、ほかの使い方があるかもしれませんが、とにかく子どもの使える場所にしたらいいのにと考えていたんですけど、どうなんですか、今、児童センターの状況というか、どうなんですか、もう十分場所は足りているんですかね。統合すべきだと思うんだけど、その辺はちょっと検討されたことあるのか、その辺りちょっと教えてください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

現在、犬山西児童センターにおいては、児童クラブを実施しているところでございます。現在の犬山市の児童クラブとしましては、子どもの安全と保護者の安心という観点から、小学校内への移転を順次進めているところです。

犬山西児童クラブにつきましても、令和7年度に犬山西小学校木舎内の工事を行い、令和8年度までには、犬山西小学校内に移転させる予定です。現在の西児童センターの中で一般来館の子どもたちやぼんぼこ広場などで、来館者は増えておりますけれども、犬山西児童クラブの移転が完了となれば、児童センターとしての広さも十分確保できるため、わん丸リサイクル小屋との統合は考えておりません。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質問するつもりはなかったんですけど、ちょっと原市長に聞きたいんですけど、あそこをやっぱ環境課が使わなあかんという、何か不自然な感じで、あそこを、遊びが増えたほうがいいじゃないですか子どもの。ほかに何に使うんだろう、環境課はあそこで、と思っているんですけど、今何か思いがあれば、なければいいですが、どうですか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴山議員の再質問にお答えをいたします。

今、答弁があったとおりです。今はわん丸小屋として活用をさせていただいています。その活用も今後見据えて、廃止も含めて考えていくということになりますので、地域的なまちづくりの在り方も考えて、そうなった場合に、今後の利活用については考えていきたいと思っていますので、現時点での方向性をお示しするものではありません。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

再 開

午後 1 時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番、岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。今回通告いたしました3件の一般質問を行います。当局におかれましては、市民の皆さんの願いを十分受け止めて、前向きな答弁をお願いいたします。また、今回も資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただきたいと思います。

では、1件目、災害に強いまちづくりについてです。

日本は皆さんもご存じのように地震が多く、最近では1995年1月に阪神淡路大震災、2011年3月には東日本大震災、また今年2024年1月には能登半島地震が起きました。能登半島地震では、家屋の倒壊が激しく、まだ解体されていないところもあり、大変な状況であります。

東海地方では1944年12月7日に昭和東南海地震が起こり、今年で80年となりました。この東南海地震は、マグニチュードが7.9、東側のエリア、愛知県と三重県のほうですけれども、そういった紀伊半島南部の海域と、それからその2年後に、また地震が起こっております。1946年に昭和南海地震ということで、マグニチュード8.0、震源としてはすぐ近くなんですけれども、紀伊半島の少し西の海域です。

この東エリアと西エリアの2つの地震を合わせて南海トラフと言います。南海トラフの地震がまたいずれ起こるであろうと言われておりますけれども、14世紀から遡りますと、1361年と1498年、1605年の慶長地震、1707年の地震、そして1854年にはこの年で2回の安政東海地震と南海地震が起きております。そういったことで、およそ100年から150年の間隔で巨大地震が発生を繰り返しております。

そういった、いずれ来るであろう、そういった震災に今こそ備えていくことが大切であります。この地域は比較的落ち着いていますので、今こそ、そういった備えをしていくことが大切だと思います。

そこで、要旨の1、耐震診断と耐震補強の取組についてです。

資料の1の①をご覧ください。

国土交通省の資料であります。住宅建築物の所有者の方へということで、2つ目のポチの

ところです。「自らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要です。」というふうにあります。

そして、国土交通省では、令和12年までに耐震性が不十分な住宅、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付対象建築物をおおむね解消することを目標として掲げられております。そして、中ほどを見ていただきますと、昭和56年、これ1981年ですけども、これ以前に建築された建物の耐震診断から、耐震改修をしましょうというふうに呼びかけられております。

そこで、質問いたします。

この耐震基準法というのは、1950年に制定をされまして、1971年、1981年、2000年に大きな改正が行われてきました。その考え方についてお尋ねをします。

また、2点目として、耐震基準の評点として1.0、2.0、3.0とあるようですけども、これについてはどのような考え方なのか。

3点目として、犬山市の耐震診断と耐震改修などの実績はどうか。

以上、3点、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

初めに、建築基準法における耐震基準の変遷について、多岐にわたるため、木造住宅に関する部分について主なものをご説明をしますと、1968年に発生した十勝沖地震での被害を教訓に行われた1971年の改正では、木造住宅の基礎構造の規定が強化され、1978年に発生した宮城県沖地震後の1981年に行われた改正では、木造住宅の耐震性に大きな役割を果たす、耐力壁の強度や必要量に関して抜本的な改正が行われました。

さらに、1995年1月に発生した兵庫県南部地震、通称阪神・淡路大震災後の2000年に行われた改正では、木造住宅においても地盤の固さに合わせた基礎構造とすることが定められたほか、柱や梁の接続方法の規定や耐力壁のバランスについての規定が明確化される改正が行われました。

次に、耐震診断における評点については、一般財団法人日本建築防災協会などがまとめた報告によると、一般診断法と言われる診断方法で出された評点1.0以上で「一応、倒壊しない」、1.5以上で「倒壊しない」とされています。

したがって、民間木造住宅の耐震改修補助事業においても、少しでも多くの住宅の倒壊を防ぐ視点から、改修後の評点が「一応、倒壊しない」とされる1.0以上になる工事を対象として、補助を行っています。

最後に、民間木造住宅の耐震診断と耐震改修の実績としましては、無料耐震診断については、令和3年度70件、令和4年度50件、令和5年度50件、令和6年度が現時点で93件であり、耐震改修補助金については、令和3年度10件、令和4年度5件、令和5年度5件、令和6年度現在15件となっています。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。

耐震診断無料ということで、年間50件とか70件とか、そういったことがありますし、また耐震改修のほうも少ない年で数件ですけども、10件、15件ですか、あったということで、市民の方の関心もあるのではないかなというふうに思います。

それでは、再質問いたします。

資料の1の②をご覧ください。

これは高知県の資料ですけれども、土木部の資料です。住宅耐震改修促進リーフレットというもので、結構、絵なんかも載っていきまして、非常に分かりやすく書いてあります。

一般的に耐震改修工事は、状況にもよりますけれども、約200万円以上はかかると言われていて、なかなかその工事に踏み切れないという声を聞きます。高知県ではこのリーフレットにもありますように、工事費については130万円までの耐震改修工事が増えていますとか、あと、左下のほうですね、低コスト工法で工事費を抑えるというふうなことなど紹介をされております。こういったことを含めて、耐震改修について、国や県の動向はどうか、お示しください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

犬山市では、国・県の施策に合わせ住宅の耐震化を推進しており、住宅の耐震化率は全国平均が87%となっており、本市においても86.4%と全国平均程度であり、先ほど回答した耐震診断や耐震改修の実績は順調で、特に本年度は両事業とも年度の初期に当初予算を全て執行し、補正予算により追加で実施している状況となっています。

ご紹介いただいた高知県で活用されている「低コスト工法」は、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が作成している「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に基づいた改修工法で、費用を低く抑えることができます。

この低コスト工法は、床や天井などを壊すことなく壁に合板を張る工法や、既存の柱や梁を金物で固定したり、ダンパーを用いて地震の揺れを吸収させる工法などが紹介されています。

本市も含めて、これらの工法は既に愛知県下の市町村でも採用されており、改修により工事を行う部分を少なくして、低コストで改修される事例も多く見られる状況であります。

そのほかにも、本市では、耐震化・減災化を促進するため、国や県の施策に合わせて、平成27年度には木造住宅耐震シェルターなど設置費補助制度、平成30年度には段階的耐震改修費補助制度を創設してきました。どちらの制度も効果は限定的とはなりますが、建物全体を一度に耐震化する従来工法に比べて、低コストで一定の効果を得られるものとなっています。

今後も、耐震診断や耐震改修に関わる設計士や施工業者などに対して、これらの耐震化・減災化に関する情報を提供しながら、木造住宅の耐震化に向けた取組を進めていきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） ありがとうございました。様々な施策をやっているということが分

かりました。

あるテレビ番組で高知県での事例が出てきましたので、高知県が特別なことをしてるのかなと思いましたけれども、そうではないんですね。事業費に対して国が2分の1、そして県が4分の1、市が4分の1ということで決まっているようですので、そして、犬山市も平成27年度には木造住宅耐震シェルターだとか、様々な制度があるようですので、しっかりとそういったことを市民の方に知らせていただいて、活用してもらえるように、周知を頑張ってほしいなと思います。

では、要旨の2に移ります。障害者へのサポートについてです。

一口に障害者と言いましても、様々な方がみえます。精神障害の方もおみえになれば、身体の中でも視覚障害、内部障害、肢体不自由な方、聴覚障害、様々な方がいらっしゃいます。そういった方たちは、災害時にどうすればいいのか非常に不安を感じている場合が多いと思います。

先日、精神障害者の方たちとお話をする機会がありました。そのときに市がやっていることとして、避難行動要支援者支援制度などについて説明させていただいたりしたんですけれども、障害によっては、人と関わることが非常に難しいだとか、お話をするのが苦手だとか、様々なことがあるようです。そして、いざとなったときにどうするのかということで、最近の避難訓練でもやられていますけれども、個人としてどういうタイムスケジュールをつくっていくのか、そういったことを一緒に考えていったという覚えがあります。いずれにしましても、丁寧なサポートが必要であります。

資料の1の③をご覧ください。

これはつくば市の資料なんですけれども、障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブックというのがあります。これをご活用くださいということで書いてあります。これはつくば市の障害者自立支援協議会で、こういった防災ガイドブックを作成したということです。

一つばかりではなくて、全体版というのと本人用というのといろいろとありまして、私も全体版をちょっと出してみました。こういった形で非常に見やすいですし、そして、中のほうも字が大きく、そして絵も載っていたりして、それから、障害別によって様々な情報が載っているということです。ご本人と、それから支援する人用ということで、非常にこれは分かりやすくまとめられているなということを思いました。

そして、資料の裏面なんですけれど、これにはヘルプマーク、ヘルプカードを活用しようということで載っています。これも、このガイドブックのページから取ったんですけれども、ヘルプマークも出されてかなり期間たちますけれども、こうして改めて写真と、それから用途、対象者、どんな方が持っているのか、それから配布場所、何よりもやっぱりヘルプマーク、それからヘルプカードというのがどういうものかということが、きちんと分かりやすく書かれています。

ヘルプカード、犬山市もあるのかなと思って聞いてみたら、犬山市もちゃんと作っているということです。こういった分かりやすい資料の提示の仕方というのが非常にいいのではないかなというふうに思います。

そこで、質問いたします。

災害時の行動に不安のある、そういった障害者の方へ、どのようなサポートを考えているのか。

2点目に、災害時に備えて市民に、そういった障害ですとか、病気のことなどを知って理解する機会をつくってほしい。そして、今お話ししましたヘルプマークについても啓発を積極的に行ってほしいなどの要望があるんですけども、どのように受け止めるのか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

災害が発生したときは、市を含め公的な機関は様々な災害支援活動を行います。しかしながら、大規模災害が発生したときは、公的な機関による活動にも限界があります。

そこで、災害時の障害者へのサポートとして、「避難行動要支援者支援制度」を実施しています。この制度は、災害時に自力で避難することが困難で、避難確保に支援を要する高齢者や障害者などを把握し、平常時から町内会や民生委員・児童委員などにその情報を提供することで、災害が起きたときに地域での助け合いや安否確認、避難誘導などに役立てるものです。

市は、避難行動要支援者から「犬山市避難行動要支援者名簿提供同意者名簿掲載申請書兼同意書」及び「個別避難計画」の提出を受け、名簿提供同意者名簿を作成し、平常時から民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っています。

個別避難計画は、避難行動要支援者一人一人の避難計画で、避難準備のタイミングや非常持出品、避難支援者との避難方法などをまとめ、必要な支援の情報を「見える化」したもので、地域住民や支援者などと共有し災害に備えています。

避難行動要支援者支援制度の対象とならない障害者で、災害時の行動に不安を抱き相談に来られる方へは、この個別避難計画を活用して、自身の災害時に備えることを案内しているところです。

今後は、相談者に限らず個別避難計画の活用を、障害福祉関係事業者や相談支援事業者、障害者団体へ周知するとともに、市ホームページへも掲載し周知していきます。

次に、精神疾患など障害理解の促進ですが、こちらも災害時に備えた平常時からの取組が必要だと考えています。

その取組の一つとして、毎年12月3日から9日までの障害者週間に合わせ、市広報12月号で特集を組み、障害への理解を促進するための記事を掲載しています。

また、令和7年1月29日に市役所会議室では、精神科医師による講座や、不登校やひきこもりを経験した当事者が経験を話し、その後座談会を行い、精神疾患への理解を促します。

ほかにも、犬山市民生委員児童委員協議会の障害者福祉部会では、自らの勉強のため統合失調症当事者を講師に、精神疾患を理解するための研修を今年5月に開催するなど、地域でも障害を理解するための活動は進んでいます。

当市は、今年4月1日に犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を施行しました。

条例施行後の施策としては、障害特性の理解を促し、まちで困っている人への声かけを推進していく取組として「声掛けサポート講座」を企画しています。今年度は名古屋経済大学の学生の協力を得て、講座を試行的に実施し、その声を生かして、次年度より本格的に開催していく予定ですが、この講座の中で精神障害についての理解も促します。

また、ヘルプマークにつきましては、平成30年7月20日から県下一斉に配布を開始し、令和5年度末、県内で約20万6,000個、犬山市で約1,400個を配布しており、認知度は高まっていると考えます。

しかし、今月の市広報でのヘルプマークの啓発や、現在作成している「声掛けサポート講座」など、今後も機会を捉えて啓発を行ってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。一定前向きだというふうにお聞きしました。

要支援者の制度についても、それから個別支援計画、これを活用していくということですので、少しでもこういったものをつくっていただけるように働きかけをしてほしいと思いますし、また、声掛けサポートなど、様々な機会を捉えてお知らせしてほしいと思います。

再質問します。

つくば市のこういった障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブックというものを紹介しましたが、やはり障害の方だけではなくて、それを支援する人もきちんと分かるということが大切だと思いますので、このような分かりやすい、そういったガイドブックを犬山市でも取り入れてほしいとも思いますけれども、その点はいかがでしょう。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

つくば市障害者自立支援協議会が作成された、「障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブック」は、災害に備えて障害特性ごとに、当事者が準備をしておくこと、支援者に心得てもらいたいことや災害時の情報収集について掲載されています。

当市においても、避難行動要支援者制度の一環として、「支援者向けガイドブック」を作成し、障害特性に応じた配慮などをお知らせしています。

また、災害時の知識や避難のタイミング、日頃の準備などを詳細に掲載した「犬山市防災ハンドブック」を作成しています。

これら既存のガイドブックを活用することで、当市の危険地域の把握や、災害情報の取得方法、障害特性に応じた配慮などを知ることができることから、新たなガイドブックを作成することは現時点では考えておりません。

なお、つくば市のガイドブックなど他の自治体で参考になるものについては、今後の業務の参考とするためにも積極的に収集し、研究などを行ってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 先ほどのヘルプマークもですけども、たくさん受け取っていたので、これはかなり浸透しているよということでしたけれども、そういったものに関しても、やはり分かりやすい、こういった媒体を使ってお知らせしていくということは大事だというふうに思います。

また、こういった防災についてのことについては、障害者の方たちと一緒に話し合っ、みんなで考えていく、こういったことが大切ではないかなと思います。とりわけこうして人と関わるのが苦手な方、そしてお子さんに関しても、発達障害などを持っておりますと、一般的な普通の避難所ではなかなか難しいということを言われてきております。任意の小規模のそういった避難所が必要ではないかなということで、今考えているところですので、また今後、私も研究していきたいと思います。

では、2件目、国民健康保険税滞納者への対応についてです。

国民健康保険の加入者は年々減少しておりまして、低所得者の方が多いというのが特徴です。そして、2018年から県単位化をされまして、犬山市も最初の頃は基金を取り崩したり、様々な工夫をして、できるだけその急な増税というのがならないようにしてきたわけですけども、今になってもうなかなか基金も少なくなってきたということで、増税を余儀なくされております。

毎年行われております愛知県の自治体キャラバンでも、この国民健康保険の改善をということで、保険税の引下げですとか、減免制度の充実、滞納者には医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください等の要請項目が提示されております。この制裁措置というのが、私が今回取り上げる資格証明書であります。

資料2の①をご覧ください。

これは東京都の葛飾区の資料ですけども、平成28年ということで、大分古いわけですが、国民健康保険についてよくある質問ということで、「資格証明書とは何ですか」とあります。回答には、「一定期間以上の滞納がある場合に、保険証を返還していただき、資格証明書を交付します。この場合、被保険者は、医療費の全額を一旦医療機関に支払い、後日、医療費の保険負担分を申請により支給します。」とあります。

最近よく似た言葉で資格確認書というのがあるんですけども、これはマイナ保険証の一本化で、マイナ保険証を持たない人に届くものですので、確認書とは違います。資格証明書とは全く違いますので、その点についてよろしくお願いいたします。

そこで、要旨の1、資格証明書を新たに発行した経緯についてです。

次の資料の2の②をご覧ください。

犬山市ではこの資格証明書というのは、実は18年間発行してこなかったんですね。それが今年から発行したということが、この自治体キャラバンで分かりました。この資料の2の②を見ていただくと、愛知県の中でも、昨年度、今年度とも5自治体しかこの資格証明書は発行されておられません。16番のところが犬山市なんですけれども、そんなところを見ていただきますと、昨年度は資格証明書のところを見ていただくとゼロで、2024年の6月1日のところは11ということで、11世帯にこの資格証明書を発行したということが分かります。

県全体ではどのぐらいかというところ、上のところにあります、61世帯です。その中で犬山市が11世帯ということで結構な割合を占めているということが分かります。

そして、この資格証明書というのは、年々どうなってきたかということが、自治体キャラバンの資料に載っていますので、紹介したいと思います。

2018年には22の自治体でやっけていまして、4,798世帯が発行されていました。年々これは減ってきていまして、2020年では13自治体で659世帯、それから2021年では9つの自治体で285世帯で、22年度では5つの自治体ですね。22年度以降は全て5つの自治体で、77世帯ということになっています。

犬山のように新しく始めたところもありますし、またこの表でもありますけれども、下のほうですね、蟹江町だとか、それから豊根村などは1件しか昨年度はなかったということで、2024年ではゼロになっていると、そういうことがこの表から見てとれます。

このことで、この自治体キャラバンのこの資格証明書を新たに発行したということで、犬山市は非常に残念な市ということ、そういう評価を受けてしまいました。

そこで、質問したいと思います。

この国民健康保険の滞納者に対して、犬山市はずっとこの資格証明書を発行してこなかったのに、今年発行したということですが、これはどういう検討がされて、発行に至ったのでしょうか。

それから、この間、全員協議会など議会のほうにも報告はなかったんですけども、どうしてなのか、理由をお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

短期被保険者証や資格証明書は、令和6年12月1日以前の収納対策としての制度で、特別な事情なく保険税を長期にわたり滞納している世帯に対し、有効期限の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納状況に改善が見られない世帯に対し、短期被保険者証を返還する代わりに、国保の被保険者であることの証明として資格証明書を交付していたものです。

資格証明書の交付を受けた方は、医療機関での窓口負担が10割となり、その領収証を添えて特別療養費の給付を申請することで、保険適用分の7割が給付されます。給付申請のために来庁された際に、滞納保険税について納付相談を行うため、収納対策として有効であると認識しています。

当市では、平成14年に「犬山市短期被保険者証及び資格証明書交付要綱」を制定し、以後資格証明書の交付対象世帯としては毎年平均10世帯程度あるものの、平成17年に2世帯に交付したのみで、以降は交付していませんでした。その理由としては、一時的に医療機関での窓口の負担が大きくなる制度であり、医療機関を受診しない滞納者にとっては効果が低いと考えたためです。

その後、収納課より既存の資格証明書の制度を収納対策に積極的に活用したい旨の申出があり、保険年金課・収納課の両課で協議し、令和5年8月に短期被保険者証及び資格証明書

交付要綱の改正を行い、新たな規定に基づき令和6年3月に資格証明書の交付を行うこととしました。

続いて、要綱改正について、全員協議会など議会への報告がなかったことにつきましては、基本的には要綱制定改廃については議会報告まで行っていないことから、この要綱に関しても報告は行っていませんでした。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 平成17年に2世帯に交付していた以降は交付してこなかったということで、長期間にわたって滞納している人は、私もお本人自体にも問題があったりすることについては承知をしております。また、全員がそうではないのかどうかもちょっと分かりませんが、この長期間の滞納している人というのは、なかなか、もう自分が悪いということを分かっている方も結構多くて、結構怖くてもう行けないとか、電話できないだとか、そういった方たちもいるわけですね。

そして、以前と決定的に最近の状況として違うのは、経済状態が全然よくないということなんです。失われた30年と言われてはいますが、実質賃金も上がっておりませんし、また年金暮らしの方は年金がどんどん下がっておりますね。そういった中で、やはりこの国保税というのは、値上がりをしてきたということもあって、なかなかこれ払えないという、払えない理由に払えないということが約6割の方という統計もあります。ですので、こうした状況をやっぱり私はちょっと納得いかないという、そういう気持ちがあります。

再質問いたします。

愛知県内の状況では、この資格証明書を発行しないという流れが主流となりまして、54市町村のうち、犬山を含めて実施したのは、先ほども言いましたけども、5つの市だけです。名古屋市も2020年からこれは廃止しております。

やっぱり制裁措置では、収納の確保につながるのかということは大変疑問ですし、また市民との信頼関係が築けないのではないかとこのことを危惧しますが、どういう認識なのか、お示しいただきたいと思います。

また、要綱を見直したということですが、どのように見直したのか、ご答弁いただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

この制度は、特別の事情がある場合を除き保険料を一定期間滞納した場合に課せられる制度で、国民健康保険法で規定されているもので、その運用を要綱により定めたものです。

先ほども答弁させていただいていますが、窓口で一旦10割を支払っていただき、そのうち保険給付分である7割の給付に対して市の窓口へ来ていただく必要があることから、滞納整理に関してお会いすることが困難な方なども直接面談することができ、無理のない納税計画など、具体的なお話ができる機会を得るためには有効な方法であると認識しています。

続きまして、要綱の主な改正内容としては、1点目、特別な事情なく納付相談の指導や誓

約を守らない納税義務者を対象者に追加、２点目、保険給付額を滞納保険税に充てる仕組みの創設、３点目、短期被保険者証から資格証明書の交付に至る手順の具体化、４点目、特別療養費の手続の明確化が主なものとなっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎１２番（岡村千里君） やっぱりどんな方も、窓口で一旦10割を支払ってもらって、その後役所に来てくださいねということなんですけれども、やっぱり声を上げられない人がいるのではないかなと思いますし、ほかの自治体の例なんかを見ている、結局、10割負担であれば、体の具合が悪くても受診できないから行かない。その間にどんどん悪くなってしまって、命を落としたという、そういったケースもあるというふうに聞いております。やはり人権の問題かなというふうに思います。

そこで、再々質問をします。

市長に伺います。今、様々な困り事に対して、重層的な支援を行う、声を上げられない人には、アウトリーチと言いまして、周りの人からの情報などで対応していくという、そういった取組が福祉課で取り組まれています。

それに対して、滞納者で相談にも来ないで悪質と見なされた人には、制裁を科すというふうなんですけれども、こういうやり方を認めるのでしょうか、お考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどから答弁をさせてもらっているように、特別の事情があると認められる場合は、対象から除かれる制度であります。言われるとおりの様々な事情でやむなく保険税が支払えないといった方には、重層的支援により、その事情に関し丁寧に寄り添って相談に応じていくことは当然のことです。

この制度は、そういった特別の事情が認められない方であり、納付相談などに応じていただけない方へ、法に基づいて行っているものであるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

もしお困り事をお持ちの方があれば、岡村議員が市の窓口におつなぎをください。そうしたことをご承知の方によくお伝えください。そこから困り事に向き合って、丁寧に寄り添い、対応していきます。それが重層的支援であります。重層的支援は、福祉分野のみが行っていくものではありません。ご承知のとおりです。犬山づくり全体に関わることで、全市的に行っていく事業であります。

岡村議員にもぜひとも新しいつながり、支え合いの形づくりにご一緒いただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎１２番（岡村千里君） もちろん相談を受ければつながりますけれども、その特別の事情が認められない場合ということで、市のほうと、それから市民のほうと、なかなか通じない、そういったところもあるのではないかなというふうに思いますので、この点については、今

後また状況などをしっかりと見ていきたいと思います。

それでは、要旨の２、現行保険証の廃止に伴い、この資格証明書がどうなるのかということとであります。

12月２日から、この現行の保険証は発行されなくなりました。これに伴って、短期保険証の仕組みも廃止をされます。

そこで、質問いたします。

現行のこの保険証がもう発行されなくなりましたけれども、この資格証明書というのはどうなるのか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

被保険者証が発行できなくなったことから、短期被保険者証もなくなり、資格証明書もなくなります。こうした証明などの発行方法が電子的な方法に代わるのみで、制度的には同様なものとなります。

具体的には、マイナ保険証をご利用いただいた場合、医療機関がマイナンバーの資格確認を行った際に、窓口で10割負担となる特別療養費の対象者であることが分かる仕組みなどの対応が取られています。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） この資格証明書という言葉はなくなりますが、特別療養費ということで名前が変わっただけで、同じように引き続いてやられるということで確認をしました。

では、要旨の３です。

資格証明書の発行はやめ、安心して医療機関を受診できるようにするべきということです。

先ほども申しましたけれども、全県で本当に５つの市だけなんですね、これをやっているのは。もし、これが滞納されている方へどんどんとお金を納めていっているよという、そういう効果があるということであれば、もっとほかの市町はどんどんやってくると言うんです。でもそれではなくて、やっぱりデメリットのほうが多いから、どんどんやめていったのではないかなと思います。様々なこの社会保険協会の人たちの運動ということもあります。

そういったところ、それから、先ほども特に理由がないのに納めていない人なんだよということですけども、こういった形で声が上げられないのか分からないんですよね。だから、そういった、どんな人であってもやっぱり市民は市民ということで、きちんとその人権を尊重してやっていく必要があると思います。

そこで、質問します。

資格証明書ではこの医療機関にかかるとき、10割負担を支払わなければならないため、先ほども言いましたけれども、状態が悪くなってもかかれない。どんな人であっても、やはりその命を落とすというようなことは避けなければなりません。

ですから、資格証明書の発行はやめて、安心してその医療機関にかかるようにすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

短期被保険者証や資格証明書は、医療機関にかかる必要性が高い障害者や高齢者で、福祉医療受給者証をお持ちの方など医療に関する給付を受けている場合は、対象から除外することを法律で定めています。

また、資格証明書の交付を受け、医療機関で10割負担となった方でも、納付計画に基づいた誠実な納付が確認でき、医療機関に定期的にかからなければならない状況の場合は、資格証明書から通常の被保険者証と同じ3割負担で受診できる短期被保険者証に切り替えています。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする制度へ移行し、短期被保険者証や資格証明書の発行はなくなりますが、基本的な考え方は同じで、まずは納税相談をしていただき、その中で配慮すべき事情があれば配慮した対応を現在も行っていますし、今後も同様に行ってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 法律によって必要な人には対象除外ということですので、その点は理解しますが、再質問をしたいと思います。

滋賀県の野洲市では、「困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事」これは野洲市の市の職員の方の言葉です。市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒ということで、債権管理条例というのを制定しまして、生活再建を支援しています。犬山市もこの立場で支援を強めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

当市では、今年度より重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。制度や分野ごとの「縦割りの弊害」をなくしていくことは、この事業を展開していく上で欠かせないため、どの窓口からの相談であっても、一旦受け止め、支援をつないでいく取組を進めているところです。

収納課や税務課の窓口で税金を支払えず、生活が苦しいという相談があれば、生活困窮の相談を行っている「くらし自立サポートセンター」につなぎ、就労や、家計改善の支援や、くらし資金などの貸付制度の紹介を行っています。今年度、税金の相談でセンターにつながったケースは25件ありました。

今後も、庁内各課で連携し、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援ができていない人への支援については、十分配慮した対応を心がけてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） 重層的支援、本当に大事だと思っております。犬山市としては、この資格証明書の発行というのを始めたわけですがけれども、これについても本当に効果がどうなのかというところをしっかりと見ていただいて、私は一刻も早くやめてもらいたいなというふうに思っています。

では、最後の 3 件目です。保育士の配置基準の改善に伴う課題について。

国は76年ぶりにこの保育士の配置基準を見直しました。1 歳児が 1 対 6 から 1 対 5 へ、3 歳児が 1 対 20 から 1 対 15 へ、4 歳、5 歳児は 1 対 30 から 1 対 25 へということで変わりました。

そして、要旨の 1、犬山市独自の基準の扱いについてです。

市のほうもこれを見直すということで、いつもこの犬山方式というのは国基準よりもいいということで、9 月議会の質疑で明らかとなりました。2 歳児が 1 対 6 から 1 対 5 へ、3 歳児は 1 対 18 から 1 対 15 へ、4 歳児は 1 対 26 から 1 対 20 へ、それから 5 歳児については 1 対 28 から 1 対 22 へというすばらしい基準になったわけですがけれども、ただ、この基準について私は以前から疑問を抱いていました。というのは、条例だとかほかのところに書かれてないんです。

そこで、質問いたします。

この犬山市独自の基準というのは、国基準よりもさらに進んだもので非常に評価をしているんですが、条例または要綱などに明記するべきではないかと思いますが、これはどのような扱い、位置づけでしょうか、お示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

市の保育士の配置基準は、国の基準を遵守することを前提として、内部の運用として取り決めているものです。

今回、国の保育士の配置基準が76年ぶりに改正されたことで、従前の市の保育士の配置基準のうち、3 歳児以上の基準が国の基準を上回る状態となりました。

また、市においては、来年 4 月より開園予定の橋五子ども未来園の定員を定める必要があったことから、市の保育士の配置基準も見直したものです。

具体的には、市の保育士 1 人に対する児童の人数を 2 歳児は 6 人から 5 人、3 歳児を 18 人から 15 人、4 歳児を 26 人から 20 人、5 歳児を 28 人から 22 人としました。

なお、今回の国の改正においては、「経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない」とされ、現場において人材確保が困難となるなど、混乱を招かないよう配慮されたものと想定しております。

当市においても同様で、全ての年齢の配置基準を一度に見直すことは難しいものと考えており、少なくとも、国基準で改正のあった 3 歳児の配置基準を優先的に見直していきます。

条例等に明記するべきではないかのご提案ですが、保育士の確保が困難な中、国の基準を遵守しながら、状況に応じた柔軟な対応を取る必要があることから、保育士の配置基準を条例等により定めることは考えておりません。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 条例などには位置づけないということですが、やっぱり保育士不足だとか、そういったことについては、まだ一向に解決をしておりません。

そこで、要旨の2の保育士の人件費補助についてです。

特に民間の園などでは、配置基準が改善されたことに伴って、やはり保育士さんたちの人数がもっと必要になってきますので、そういった人件費補助というのがないと運営にも影響してきます。

そこで、質問をします。

国の予算措置は、来年度どの程度になるのか、もし情報があれば教えてください。場合によっては市町村でその人件費補助を行う必要があると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えかお示ください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

保育士の配置基準の改善分を特出しした来年度の国の予算額は把握していませんが、それに対する加算措置が設けられるとの情報は得ております。

具体的には、市から民間保育所へ毎月支払われる、保育所運営費委託料にて配置改善がされている場合は、加算分が算定されることになります。

次に、市町村で人件費補助を行う必要もあるのではないかとというご質問です。

市内の民間保育所の正規の保育士の給与体系は、犬山市職員の給与体系に準じており、当市では、公立、民間の正規保育士の給与に差はないと認識しています。

当市では、民間保育所に対し、市独自の補助金として「民間運営費補助金」を支出しており、その中で、職員の人件費も算定しています。先ほど申し上げた保育運営費委託料には、保育士の人件費相当額も算定されており、実際に職員へ支払う額との差額を、市から補助金の一部として支出しています。

したがって、加算分は、国による措置がされ、施設への委託料の中でも算定されることになるため、改めて人件費補助を行う必要はないものと考えます。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 現在も市の職員と同等のそういった措置をしているということで、それは理解しますが、最後に再質問させてください。

現在、その運営費補助の人件費補助金というのは、国基準でやられてるんですね。これだと既に多くの人員を配置しているというところだと、あまり差がないということも聞いております。

なので、私が提案するのは、この新しく決めた犬山方式で計算してはどうでしょうか。また、保育士の配置を改善した園に対して補助を出すということを検討できないでしょうか、お示ください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

民間保育所への補助金については、既に犬山方式により算出し補助を行っています。

また、保育士の配置改善分は、国により加算措置がされているため、新たな補助を出すことは考えていません。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 犬山市も新しい基準になって、非常にこれは全国的に見ても質の高いものだというふうに私は考えています。民間も含めて、犬山の子は犬山で育てようという、そういう理念の下、犬山の基準でやっていきましょうという、自信を持ってこれを進めていってほしいなと思います。

今後も皆さんの要望をしっかりと受け止めて、私も活動できるように頑張っていく、その決意を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時10分まで休憩をいたします。

午後1時57分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。1番、丸山幸治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番の丸山幸治です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1件目、土木要望について。

年末に近づくと、町会長さんから、土木要望でお願いしたものの中で対応してもらえなかったものについてお話をいただくことがあります。全ての町内会から複数件の土木要望が出るので、やはり全てを対応しきるのは実務的に難しいだろうなと思います。

しかしながら、地域から要望として出てくるものは、たとえ一つ一つ局所的な事案であったとしても、身近な生活を直接改善する内容であり、市全体をよくする大切な行政サービスだと認識しております。

要旨1の質問です。昨年度の土木要望は何件ありましたか。また、そのうち何件を対応していただきましたでしょうか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和５年度に、地元から提出された土木要望の総数は1,313件でしたが、その中には、県や警察などの事業主体となるものが232件含まれており、それを除きますと、犬山市への要望は1,081件となります。そのうち、実施できたものについては718件で、要望数に対する実施率は66.4%であります。

要望数の内訳としましては、道路に関するものが744件、水路に関するものが203件、公園に関するものが134件となっています。

それぞれの具体的な内容としまして、道路要望では、道路の新設や拡幅、舗装や側溝の修繕、安全施設や街路灯の設置及び修繕、除草や街路樹剪定などがあり、実施できたものが493件で、実施率は66.3%、水路要望については、河川・用水路・排水路・ため池などの修繕、草刈やしゅんせつなどがあり、実施できたものが116件で実施率は57.1%、公園要望については、遊具・ベンチ・フェンスなど施設の修繕、樹木の剪定や消毒などがあり、実施できたものが109件で、実施率は81.3%であります。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎１番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。トータル66.4%の718件を対応していただいたということで、1,000件以上もの要望を限られた人手でよく頑張ってくださいていることが分かりました。ありがとうございます。

しかしながら、一部未対応の部分があるとも分かりました。本当は全部対応してあげたいというのが現場の職員の皆様の気持ちだと感じています。対応できないものもいろんな理由があるとは思いますが、経済状況の予算上の制約等も理由にあるのではないかと考えます。

昨今の円安や人件費高騰などにより、様々な物価が高騰しておりますが、予算を手当しても、それ以上に物価が高騰しては、十分な対応ができないのではと心配しております。

要旨２の質問です。各種物価高騰による土木要望への対応状況への影響についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

各種物価高騰の影響により、工事・委託業務価格も毎年上昇しています。労務単価を例に挙げますと、国土交通省から、公共工事の積算に使う労務単価が毎年公表されていますが、令和６年３月から適用されている公共工事設計労務単価は、令和５年３月に比べて全国・全職種の単純平均で5.9%引上げとなっています。

労務単価の引上げは12年連続で、平成31年２月からの５年間で労務単価は約２割も上昇しており、維持管理に要する費用負担が大きくなっています。

このような状況の中、限られた財源内で維持管理を行うためには、さらに地元と要望内容について緊密な調整を行い、緊急性や危険性を考慮した優先度の判断をし、施設の維持補修

などを実施していく必要があると考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。労務単価だけで、5年間で2割も上がっていると聞いて驚きました。材料費や燃料費も上がっているわけですので、今後、身近な住民サービスである土木要望への対応についても十分に行っていくためには、今後、ますます検討していく必要があるなと感じました。

それでは、次の質問に移ります。

2件目、都市計画道路蟬屋長塚線の進捗状況について。

私は、犬山市の交通における問題点として、南北は便利であるものの、名鉄小牧線が南北に走っている関係もあり、東西の道路が混雑しがちであるように日々感じております。そんな中、蟬屋長塚線の予備設計が今年度より始まったということは、非常に喜ばしく、開通が楽しみでなりません。

要旨1の質問です。予備設計や各機関との協議を今年度行うとのことでしたが、予定どおり進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

今年度発注の道路橋梁予備設計業務委託は、5月16日の契約後、現地測量、ボーリングによる地質調査、環境調査、鉄道交差構造や交差点形状及び交通規制の検討を予定どおり進めております。

関係機関協議としましては、鉄道との交差部について、名古屋鉄道と鉄道交差構造の協議を進めており、今後、計画協議を提出する予定です。

また、交差点形状や交通規制については、公安委員会との協議に向けて、道路計画図面の作成を現在進めており、蟬屋長塚線の業務については、順調に進んでいるところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。住宅地を抜け道として使う車や、交通渋滞が緩和されることを期待して、私は既に今か今かと待っております。

要旨2の質問になります。この話を市民の方に話しますと、必ず聞かれるのが、開通の時期です。

開通の見通しはいつ頃になる予定でしょうか。もし明言が難しいようなら、参考までに、上野跨線橋は予備設計から開通まで何年かかりましたか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

蟬屋長塚線の開通の見通しについては、議員のおっしゃるとおり具体的な完了年度はお答えできませんが、ご質問の犬山富士線の上野跨線橋については、平成12年度に予備設計を実

施しており、13年後の平成26年3月に開通しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。具体的な完了年度を明言するのはやはり難しいということは理解いたしました。

しかし、事業計画である以上、時間軸を持った計画管理をしており、早期の開通に尽力されているものと期待しております。

再質問させていただきたいと思います。

上野跨線橋は予備設計から13年間かかったとのことでしたが、この13年というのは一体何に一番時間がかかったのでしょうか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

犬山富士線の上野跨線橋の予備設計後開通までに13年かかった要因としましては、用地買収に9年の時間を要したことです。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。用地買収はやはり難しいということを改めて認識いたしました。理解を得られるよう、難しい交渉とは思いますが、頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3件目、ごみ集積場の新設についてでございます。

皆さんご承知のとおり、犬山市の人口は減少し続けておりますが、一方で、世帯数は増加し続けております。令和3年10月31日現在の世帯数が3万1,537世帯、令和6年10月31日現在の世帯数は3万2,001世帯とのことです。直近3年間で464世帯増加したということになります。

犬山市以外で2020年の国勢調査を見ますと、全国の世帯数は5,583万世帯ということで、2015年から5年間で238万世帯増加した、割合で言うと4.5%増加したということでございます。中身を見ますと、全国的に単身世帯が急増しているということです。

環境省のホームページを見ますと、人口減少によりごみの総量は減少している一方で、ごみ処理事業経費は増加していると書いてありました。

ごみは基本的には、世帯ごとに出されると考えられるので、増えた世帯分だけ新しくごみ出しがされるようになったのではないのでしょうか。

2021年3月に、国立環境研究所から出されておりますごみ集積所管理支援の事例集というものがございまして、これを読んで私、大変勉強になったんですが、これによりますと、2020年のアンケート調査で、ステーション収集のみを行っている自治体は全体の56%、高齢者のごみ出し支援として一部戸別収集をしている自治体が35%、全て戸別収集をしているという自治体が8%だそうです。

また、ごみ集積場が増加している現状として、2020年の全国自治体を対象としたアンケー

ト結果では、５年間で全国のごみ集積場の数が５％増加したとあります。

以上のように、高齢化や世帯数の増加によって、ごみ集積場の新設のニーズが全国的に高まっている傾向があることを前提としまして、質問に入らせていただきます。

要旨１の質問です。犬山市における過去３年間のごみ集積場の増減についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

令和３年度から令和５年度の３年間で、可燃ごみ集積場は新設が４０件、廃止が９件、差引き３１件増加しております。結果、令和６年４月時点で、犬山市全域で約１,３００か所となっています。

資源物等を回収するごみステーションの数は、新設が４件、撤去はゼロ件で、令和６年４月時点で、市内全域で約５００か所となっています。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎１番（丸山幸治君） ありがとうございます。可燃ごみは３１件の純増で、約１,３００か所、資源ごみのほうは新設４件の計約５００か所ということが分かりました。

再質問させてください。

ごみの集積場の新設というと、新しい団地ができたり、住宅が多数増えたりすると当然増加すると思いますが、今回この答弁の中で設置された件数の中で、新しいそういう住宅団地等ができたからではなく、既存の町内会から高齢化や地域の事情などを理由とした新設の要望は何件含まれていたのでしょうか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

先ほど答弁しました可燃ごみ集積場の新設４０件のうち、地域からの要望等により、新設したものは９件となっています。

また、資源物を回収するごみステーションについては、地元からの要望等により、新設したものはありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎１番（丸山幸治君） ありがとうございます。可燃ごみについては９件、市民の要望に対応していただいたことが分かりました。頻度が高く、量も多い可燃ごみの集積所が増えることは、まずもってありがたいことと思います。

それでは、要旨２の質問に移ります。

集積場を設置してほしいとの要望が市民から上がってきた場合、設置するかしないかの基準についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

ごみ集積場につきましては、その大きさや形状、ごみの量や道路・周辺状況など、それぞれに状況が異なりますので、地域から要望があった場合には、それぞれの事情や収集作業の適否などを考慮して、個別に判断しています。

地域から集積場の数を増やしたいと要望があった場合、まずは、その理由を確認し、既存のごみ集積場の移設も含めて、相談者と調整を行います。

相談者からの聞き取りや現場確認の結果、既存のごみ集積場では大きさが足りないなど、やむを得ない事情があると判断した場合には、希望する場所で、ごみの収集を安全に行うことができるのかをごみ収集業者に確認し、可能となれば町内会から申請していただいた上で、ごみ集積場を新設しています。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。しっかり住民の意見や状況を聞いて判断していただけていることが分かりました。

それでは、要旨3の質問に移ります。

犬山市は狭い道が多い中、大型トラックで少しでも多く効率的に回収しなければならない一般廃棄物収集事業者の方々には、大変なミッションをこなしてみえると思います。日頃より感謝申し上げます。

ただ、私が気になったことは、このごみ収集運搬事業が随意契約で行われていることです。もちろん、過当競争は避けるべきではありますが、継続取引で取引内容が固定化してしまうようなことがあると、コストカットに常に迫られ、現状維持になってしまうのではないかと感じました。

質問に移りますが、現在の随意契約の枠の中において、収集している事業者が新設に対して、道が狭いなどの理由で収集が難しいという場合、ほかの事業者が、うちならできると言ってきた場合に、仕様書の変更や事業者の交代などは考えられないか、お尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

ごみ収集業者の現地での収集作業の適否の判断においては、前向きに検討してもらうよう収集業者には依頼しておりますが、ごみ集積場に至るまでの道路事情、ごみを積み込む際の周辺状況など、ごみ収集を行う上での安全性などを考慮して検討してもらっており、結果として、市民の希望に添えないということもあります。

現在のごみ収集業者につきましては、長い間、市のごみ収集に従事しており、市内のごみ集積場等を熟知しており、市としてはその判断を重視しています。

市民ニーズに対応することは行政の責務ではありますが、議員ご質問の仕様の変更、ごみ

収集業者の変更については、安全が損なわれたり、従来からのごみ収集に支障を来すことも懸念されるため、考えていません。

また、ごみ収集は、ごみ集積場1か所ではなく、エリアで委託を行っています。そのため、ある事業者が1か所の集積場のごみ収集をできると言ったとしても、その1か所のみを別の事業者へ委託するという非効率的な対応を取ることはできません。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。現状が最適な状況であるということを理解いたしました。短期的には間違いなく今の状況は最適だと私も思います。

資料として出させていただいたものの中に、横浜市のホームページと、春日部市のごみ収集に関するITを用いた取組を紹介させていただきました。横浜市では、市が小型、中型のごみ収集車を購入して事業者に提供していること、小型で収集した資源ごみなどを大型に移し替えて運んでいることなどが参考になると感じました。

春日部市では、2016年に7,000か所だった集積場が、2023年に8,000か所まで増加しており、その収集を効率的に行うためにITを活用しているとのことで、これも非常に参考になると思います、付けさせていただきました。

それでは、再質問させてください。

今は現状に全く問題ないとしても、何十年もの先の保証はないと思います。また、契約内容が柔軟であるほうが、契約金額が上がる可能性もあるかもしれません。長期的に今後市民のニーズが強まり、それに対して行政のサービスを進化、発展させなければいけない局面も考えられます。

事業者を守る方法として、一般競争入札ではなくても、指名競争入札や指名の見積り徴収など、いろんな方法があるかと思います。現在の時点で、競争原理を導入、競争入札制度を導入することを考えているかお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

一般廃棄物処理業は許可制度となっていますが、平成26年の最高裁判決において、「許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えから、一般廃棄物処理業は、「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられてはいないものと言える。」とされています。

判決の内容は、一般廃棄物処理業の許可を与える場合についてのものですが、委託により、一般廃棄物の処理を行う場合においても、当然「一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保される」ことを大前提とすることが求められます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分を委託する場合の基準に、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及

び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されていることから、本市においては、ごみ収集業務の委託については随意契約としており、競争入札とする考えはありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。理解いたしました。

古い統計ではありますが、2008年11月に大阪府柏原市が全国の市を対象にして行ったアンケートで、63.9%の市が随意契約、29.3%が競争入札という結果でございました。そういった内容も納得いたしました。

今後も高齢で独り暮らしをされているような世帯も増えており、ごみの集積場までごみを運ぶことが大きな負担になってきております。今後も市民に寄り添った対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

4件目、市の文化財についてです。

犬山市の文化財と言えば、まずは誰しも国宝犬山城が浮かぶことと思います。しかし、偉大過ぎる犬山城に隠れてしまいがちですが、犬山市は歴史文化豊かな町でございまして、犬山城以外にもたくさんの文化財がございしますのはご承知のとおりです。

今回は、国や県ではなく、市の指定文化財に絞って質問させていただきます。

近年、大河ドラマなどで注目を集めた犬山市ですが、歴史の大きな舞台となってきた割には、史跡の市の指定が4件しかなくて、私は何となく少ないように感じます。羽黒で言いますと、野呂助左衛門の石碑前では、毎年慰霊祭を行われますし、八幡林古戦場にも、市の教育委員会の看板が説明を詳しくしていただいております。

素人ながらですが、史跡として市の文化財に指定されていてもよさそうなのになと思うものがたくさんございます。しかし、意外にされてないものが多いと感じております。

要旨1の質問です。市の指定の基準についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市の文化財指定については、犬山市文化財保護条例第4条に規定されています。条例では、市教育委員会が、市の区域内に所在するもののうち重要なものを、市長と協議して文化財に指定するもので、あらかじめ所有者の同意を得た上で、文化財保護審議会に諮問し、審議を経る必要があります。

文化財の種類は多種多様であるため、具体的な指定基準が条例などで規定されているわけではなく、案件ごとに詳細な調査を行った上で、文化財保護審議会では価値が認められる必要があります。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。市の区域内に所在するもののうち重要なものということを理解いたしました。

次に移ります。要旨②楽田城跡、羽黒場跡を、市の指定文化財にできないかです。

資料に付けさせていただきましたが、犬山城、羽黒城、楽田城と3つの城に注目が集まっており、素晴らしいことだと思います。犬山市立図書館の歴史ミニセミナーとして、これは最近なんですが、犬山小牧長久手の戦いでも3つの城について取り上げていただき、私が申し込もうとしたときには、もう満員という人気ぶりです。市民も大いに興味があるんだなということを感じました。

また、犬山観光協会のホームページでは、3つの城の御城印が完売になったということも分かりました。

このように、地域の財産であり、地元の人々の思い入れが強い羽黒城、楽田城、今後ますます地域活性化に生かしていくためにも、環境資源として活用していくためにも、今こそ市の文化財としてお墨つきをいただくときではないかと考えました。

専門家の先生から見れば、遺構、土塁とか石塁とか、石垣ですね、こういったものが十分でなくて、また、あと城の構造がはっきり残っていないというようなことであると、城址という言葉を使うべきでないという方もいらっしゃるということを知りましたので、城址でなくとも城跡でもいいので、何とか検討できないかお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、文化財保護審議会において価値が認められる必要があり、その価値がどのようなものかについては、犬山市文化財保護条例の第1条に、文化財の定義として、古墳、城跡などの史跡については、「市の区域内にあり、市にとって歴史上または学術上価値の高いもの」と定められています。

価値を判断するためには、発掘調査などを実施して、楽田城、羽黒城の範囲や様相を確認し、遺構がどの程度残存しているのかを把握する必要がありますが、城跡と想定される場所の大部分は民有地であり、宅地化が進んでいることから、発掘調査が可能な場所は非常に限定されます。

したがって、範囲が確定できていないため、楽田城跡、羽黒城跡の指定は現状では困難であると考えます。

しかしながら、市としても楽田城跡、羽黒城跡が地域の方々にとって大切なものであることは認識していますので、まずは、昨年度策定した「犬山市文化財保存活用地域計画」の中で、歴史文化資源として位置づけました。

この計画の中で楽田城跡、羽黒城跡は、「美濃と尾張の国境に残る群雄割拠の痕跡」の構成要素としており、犬山歴史文化ぷらっとフォームの活動を通じて、地域団体・文化財関連団体等と連携しながら、犬山城跡や八幡林古戦場、青塚砦などの関連する歴史文化資源と一体的に保存・活用を考えてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。学術的な価値がまだ十分に認めていただけ

ていないことは非常に残念に思いますが、市が楽田城、羽黒城を大切に思っていたいてい
ることはよく分かりました。

学術的価値としての重要性、非常に重要かとは思いますが、市の指定基準の重要さの中で、
市民にとっての重要さというものも、より評価していただきながら、いつか指定していただ
ける日を期待しております。

以上で、私の一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 1 番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日10日午前10時から本会
議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（諏訪 毅君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時45分 散会